

「カメラ画像利活用に関する配慮事項ガイドブック（案）」へのご意見一覧
（対応についてご示唆頂きたいご意見）

資料 4-2-B
一般財団法人 日本情報経済社会推進協会
2016/10/7

項番	該当ページ	ご意見概要	事務局案
1	P.5	運用実施主体の定義の見直し。「なお～」は定義に当たらない為、推奨するのであればガイドライン中に記載すべき	定義の見直しを行う。「なお～」以下は本項から削除する。 その他、定義に含めるべき情報はるか。
2	P.5	顔認識技術の定義の見直し。記載の内容では、特定性や識別性が無くても顔認識技術にあたることになる。	定義の見直しを行う。表現として、“デジタル画像から、人を自動的に識別するためのコンピュータ用アプリケーションである。”ではどうか。
3	P.9	個人情報データベースは「容易に検索可能」のみの表現では不十分である。個人情報デジタル化して保存されているのであれば、すべて検索可能と考える	表現が不十分であるため、修正を行う。 デジタルデータを全て対象としても問題ないか。
4	全般	「推奨する」という文末表現ではなく、「留意する」などの表現にすべきではないか	「推奨」は“良いものを人に薦めること”なので、ガイドブックの表現として好ましくないことは承知した。ご意見の通り、「留意する」との表現に修正するが問題ないか。
5	P.14	データのライフサイクルについて説明が必要である	説明を追記する。具体的にはCSAガイダンス等を引用することを想定しているが、その他参照元として適当な公文書があればご教示頂きたい。
6	P.15	告知の配慮について。「公共空間を撮影する場合、自治体条例を順守すること」を明記すべき	ご指摘の内容を追記する。その他、明記が必要である表現の抜け漏れがあれば、ご指摘いただきたい。
7	P.15	「事前に十分な期間を以って」「合理的な方法を用い」「告知を行うことが推奨される」とは、具体的にどのように想定しているか	「期間」については、事例ごとに異なるため、本則中に「どの程度」という記載はできないと考えている。そのため、本則ではなく、個別ケースの中で「例えば1か月前から」という例示を追加することを想定しているが、問題ないか。 「合理的な方法」は、前部分に示した「物理的な～組み合わせ」で示している認識のため、追記・修正は考えてい
8	P.5	「識別」の定義の見直し。「サルでもマネキンでもなく人間であること」が認識できれば良い、という表現か。	“人間”であることを見分ける意味で「識別」という表現を使用している。 文言を変更した方が良いか。
9	P.5	生活者という表現の見直し。法規範に用いる表現としては適当ではない。	修正なし ⇒本書は、法的拘束力を持つものではなく、事業者がカメラ画像を利用する際の参考文献として公表するものである。 よって、構成は個人情報保護法等にあたる場所は原典を読者が参照することとしている。 環境の中に組み込まれたカメラを利用するケースもあり、利用者ではなく、“生活の基本が「自己生産であることを自覚しているもの」であり、「時間と金銭における必要と自由を設定し、つねに識別し、あくまで必要を守りながら」、大衆消費社会の「営利主義的戦略の対象としての、消費者であることをみずから最低限にとどめよう」と
10	P.8/P.14	顔等が判別可能な画像が個人情報にあたるという理解は間違っているのではないか	“等”の表現において、体型や歩行状態などを含むことを意図していたが、これらも明記すべき項目はどういったものが適当であるか。
11	P.15	告知・通知の内容は表現を強めても良いのではないか。「開示可能な範囲で」～「例えば」～「推奨される」では弱すぎるのではないか。	修正なし ⇒あくまでも法的な拘束力をもつ文書ではないため、今回の表現としている。 表現の強度は上げるべきであるか。 ただし、項番1のご指摘のように、「留意する」事項である表現に変更する。
12	P.7/P.18	「特徴量データを生成し～」は「属性データを生成し～」に修正すべきではない	修正なし ⇒属性推計に使うための特徴量を取得しているとの事例であったため。

項番	該当ページ	ご意見概要	事務局案
13	P.5	p.5 図表 1運用実施主体 結果を必要とする主体のことが「運用実施主体」とされているが、データ保護法制の観点からは、利用目的を特定して取得・利用・提供を行う主体（保有個人データとなる場合の保有主体）を明確にすることが重要であり、その主体と結果を必要とする主体との関係が重要。それが同一法人なのか、別法人であり委託関係にあるかどうか重要。「適切に管理できる法人」とは何なのか。管理できる立場にあるという意味か。委託における受託者ではないということが言いたいのか。EU法のように、controllerとprocessorを区別したいということなのか。独立行政法人等、民間分野の個人情報保護法の適用範囲ではない主体が関係してくる場合の分析についても不十分ではないか。	「管理できる立場」を想定していたが、より厳密な解釈と定義を検討する。
14	P.5	識別、の定義について、独自の定義をするべきでない。	
15	P.6	図表6について、2つの円で示された領域のうち、どの部分が「適用対象範囲」なのか不明。	図表上の「社会通念上、配慮が必要である範囲」が本ガイドブックで定める範囲と認識している。図表を削除し、文言で示すようにしたが、それでよいか。
16	P.7	「特徴量データ」について、この文言が何を指すか不明。一人一人を識別するための特徴量データ（改正法でいう1号個人識別符号）のみを指す意味なのか、それとも、性別年代等の情報を含めた意味なのか。これらは、分けて書くべきであり、かつ、何の特徴を指すものなのかわかるように書く必要がある。	記載方法について検討する。
17	P.7	対象範囲について、事業者が別途保有する会員情報などと紐付ける例は、別途、氏名等を含む会員データベースがあって、それと紐付ける場合について、ガイドブックの対象外とするという意味であろうが、では、氏名等を含まない、仮名式の会員データベース（例として、無記名のポイントカードの会員データベース）があって、それに顔識別の結果を連動させる場合は、どうするのか。この場合は、個人情報保護法の保護対象外なので、このガイドブックの対象とするという理解でよいか。	
18	P.9	カメラで取得したそのままの画像について、法律に沿って記述すべき。特に、個人情報データベース等の該当要件が、検索できることのみで足りるのか、体系的に構成されていることが必要とされるのかは、個人情報保護法の根幹に関わる論点ともなっているので、正確に記述することが重要。法が言う「検索できるように体系的に構成された」がどのようなものかを、もっと慎重	(いただいた案) カメラで取得された画像は、映り込んだ顔により特定の個人を識別できるものであれば「個人情報」に該当する。さらに、顔画像から個人を識別するために、顔の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号は、「個人識別符号」に該当し、当該符号により特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように個人情報を含む情報の集合物を体系的に構成したものは、「個人情報データベース等」に該当し、当該個人情報は「個人デー
19	P.12	「詳細な統計情報」とはどのようなものが不明。自販機の前に立った人の年代・性別を推定して、その年代・性別の人に最適な商品を提示する場合は、これに該当するのか。この場合は「統計情報」に当たると記述するのは誤り。統計情報と言うには、複数の個人に関する情報が集計されて、もはや一人の情報ではなくなることが必要（ガイドライン匿名加工情報編（案））4頁の記載も参	

項番	該当ページ	ご意見概要	事務局案
20	P.12	一人ひとりの行動履歴を取得し、仮名の会員データベースと紐付ける場合は、この図表のどこに入るのか。No.4は、「別途保有する個人情報と紐づけ」とあるから、仮名の会員データベースはこれに含まれない想定と思われるが、仮名で追跡するNo.3に入るかと思いきや、No.3は動線解析にしか利用しない想定に	
21	p.13	図表4にて、「匿名化」という語を安易に使ってはならない。ここでは、「識別非特定情報として活用」とあるので、「仮名化」などの語を用いるべき。また、「匿名化措置を実施」は4つの矢印すべてに係っているように見えるが、最右列の項目に対してもこの措置を行うのかは疑問。	
22	P.14	「個人特定が発生する可能性の有無」について、「個人特定」が何を意味するかは、明らかではなく、この説明を受ける人によって大きく異なることが想定される。できるかぎり誤解のない記述をしなければ、真に示したことにならない	
23	P.16	「物理的な通知（ポスターの掲示等）」とあるが、ポスターの掲示等は、個人情報保護法上の「通知」には当たらない。「公表」に相当する。	
24	P.17	加工したデータについて提供先と契約の締結が必要かは、データの内容によるのではないか。例えば、統計量へ集計するのであれば、もはや、匿名加工情報取扱事業者としての義務もないので、個人情報保護法の観点から提供先に制限を課す必要性はない。また、統計量ではなく、個人情報に当たるようなデータを提供する場合には、提供先との関係が委託関係にある場合は、個人情報保護法上の委託として整理すべきであり、データを取得する主体と、データを利活用する主体について、どちらからどちらへの委託なのかといったことを整理すべき。	
25	p.20	「お客様へのサービス向上」は漠然としすぎていて、何の配慮にもなっていないので、ベストプラクティスとは言い難いのでは。	個人情報保護法のガイドライン（案）でも、ベストプラクティスから除外されており、より詳細な記載を検討する。
26	P.21	店舗入り口での掲示について、「個人が特定できない数値データ」が何を意味するのか、一般人には理解ができない。ベストプラクティスとするには、もっと適切な例とするべきではないか。また、「※注釈 映像から推定している情報」の部分が、その具体的な内容を指しているとは、読者には理解されない。	
27	P.17	取得あるいは、加工・保存の配慮における留意として、既存のカメラに機能を追加するなどして新しく解析を開始する場合、過去に取得して貯めていた画像を解析するには、被撮影者の同意が必要となるのではないか。そのため、実質上、過去に撮りためた画像は使うことができない、という理解でよいか。また、それであればその旨を特記したほうがよいのではないか。	同様の理解である。文章の修正を検討する。